

第4号議案

1.倫理規程の改定

条番号	原案	改訂案
全般	専門家	専門職
第1条	<p>公益社団法人腐食防食学会会員は、金属材料及びその他の材料の腐食科学と防食技術の専門家として、腐食防食に関する調査研究及び腐食防食科学技術の普及、指導を通じて、科学技術の発展、産業の発展、人類の幸福と社会の持続的発展のための社会資本の維持・管理、材料の使用上の信頼性の向上に貢献してきた。</p> <p>本会を取り巻く環境の中でも、環境・エネルギー問題解決への取り組みと社会インフラ・産業設備の安全・安心確保への対策は、本会に課せられた社会的使命である。本会会員はこの課せられた使命を認識し、科学技術が環境や人間社会に重大な影響を与えることを十分に認識し、腐食科学と防食技術の専門家としての職務を遂行するにあたって、自らの良心と良識に従って行動し、社会からの信頼を得るために以下に定める綱領を遵守する。</p>	<p>削除</p> <p>公益社団法人腐食防食学会(以下、「本会」という。)は、環境・エネルギー問題の解決への取り組みと社会インフラ・産業設備の安全・安心の確保という、本会に課せられた社会的使命を全うするため、本会会員が同使命を認識するとともに、腐食科学と防食技術に関わる専門職として、科学技術が環境や人間社会に重大な影響を与えることを十分に踏まえ、法令等を遵守して職務を遂行することを担保し、もって本会に対する社会からの信頼に応えることを目的として、以下の綱領を定める。</p>
第2条	<p>本会会員は、腐食科学と防食技術の専門家としての活動が地球環境、人間社会に重大な影響を及ぼすことを十分に認識し、</p>	<p>本会会員は、本会会員として携わる、腐食防食に関する調査研究及び腐食防食科学技術の普及・指導その他の活動が、地球環境、人間社会に重大な影響を及ぼすことを十分に認識し、これら活動に当たっては法令等を遵守するとともに、</p>
第3条	<p>本会会員は、腐食科学と防食技術の分野における</p>	<p>本会会員は、金属材料及びその他の材料の腐食科学と防食技術に関わる専門職として、腐食科学と防食技術の分野における</p>
第11条	<p>総務会が審議し</p>	<p>倫理委員会が審議し</p>

倫理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人腐食防食学会(以下、「本会」という。)は、環境・エネルギー問題の解決への取り組みと社会インフラ・産業設備の安全・安心の確保という、本会に課せられた社会的使命を全うするため、本会会員が同使命を認識するとともに、腐食科学と防食技術に関わる専門職として、科学技術が環境や人間社会に重大な影響を与えることを十分に踏まえ、法令等を遵守して職務を遂行することを担保し、もって本会に対する社会からの信頼に応えることを目的として、以下の綱領を定める。

第2章 綱領

(腐食科学と防食技術に関わる専門職としての社会的責任)

第2条 本会会員は、本会会員として携わる、腐食防食に関する調査研究及び腐食防食科学技術の普及・指導その他の活動が、地球環境、人間社会に重大な影響を及ぼすことを十分に認識し、これら活動に当たっては法令等を遵守するとともに、社会が真に必要とする技術の基礎研究及び実用化、並びに普及・啓蒙に努める。本会会員は、自身の発信する技術情報について、その品質、信頼性や、公衆が感じる安心・安全性に対する社会的責任を負う。

(専門職としての研鑽)

第3条 本会会員は、金属材料及びその他の材料の腐食科学と防食技術に関わる専門職として、腐食科学と防食技術の分野における専門知識の吸収、能力の向上に継続的に努め、豊富で正確な専門知識に立脚した誠実な対応を社会に対して行い、専門職としての信頼及び尊敬を維持する。

(公正な活動)

第4条 本会会員は、専門職としての活動に際して、真実に基づき公正であることを厳守し、誠実に対応する。得られた結果の厳正な取り扱いを徹底し、結果に対する不正行為を決してせず、特定の利害などに左右されない、中立的な立場からの責任ある行動をする。

(公平な活動)

第5条 本会会員は、人種、国籍、宗教、信条、性、年齢、地位などによって個人を差別することなく、個人の自由を尊重し公平に対応する。

(法令等の遵守)

第6条 本会会員は、専門職として活動するに際して、関連する法律、条令、規則及び本会の定

款、規程類等を遵守する。

(契約の遵守)

第7条 本会会員は、専門職としての職務上の契約や合意を遵守し、職務上知り得た機密情報について機密保持の義務を負う。

(情報開示と説明責任)

第8条 本会会員は、専門職としての職務の遂行を通して得られた成果を可能な限り公開し、社会の理解、協力および信頼を得るための説明責任を果たす。

(知的生産物の尊重)

第9条 本会会員は、知的財産権、特許権、著作権等、個人・企業の知的財産を尊重する。

(専門職相互の協力と尊重)

第10条 本会会員は、他者の知識、財産、プライバシーを尊重すると共に、お互いの能力向上に協力し合う。本会会員は、他者の専門職としての意見、主張、批判を謙虚に受け止め、他者の知的成果及び業績を正当に評価する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、倫理委員会が審議し、理事会及び社員総会の決議を経て行う。

平成24年09月03日制定

平成31年02月26日改訂